

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人まごころ会（以下「この法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき役員及び評議員等の報酬等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は役員に対しては、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

3 常勤理事で、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。ただし、理事長においては、別表1に定める額を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 この法人の全理事の年間報酬総額は、4,000,000円を超えない範囲とする。

2 この法人の全監事の年間報酬総額は、2,000,000円を超えない範囲とする。

3 常勤の理事の報酬月額は別表1に定める額とし、評議員会の承認を得て決めるものとする。

4 非常勤の役員に対する報酬は別表2に定める額とし、評議員会の承認を得て決めるものとする。

5 評議員に対する報酬は別表3に定める額とし、評議員会の承認を得て決めるものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員の報酬等(旅費を除く。)は毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員報酬等及び旅費は、必要の都度、支払うものとする。

3 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融口座に振り込むことができるものとする。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員及び評議員が出張する場合は、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

2 役員及び評議員が職務遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

この規程は平成29年6月26日から施行する。

別表1 常勤理事の報酬

役職名	報酬の額
理事長	月額 150,000 円

別表2 非常勤役員の報酬

(1) 理事

	報酬の額
理事会等への出席	日額 7,000 円
職務執行等	月額 100,000 円

(2) 監事

	報酬の額
監事監査等への出席	日額 7,000 円
職務執行等	月額 100,000 円

別表3 評議員の報酬

	報酬の額
評議員会等への出席	日額 7,000 円